

(裏 面)

記入上の注意

1. 標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を○で囲むこと。  
ただし、⑤の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
4. ⑤の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。  
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。  
健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律
  - ・ 健康保険法
  - ・ 船員保険法
  - ・ 医師法
  - ・ 歯科医師法
  - ・ 保健師助産師看護師法
  - ・ 医療法
  - ・ 私立学校教職員共済法
  - ・ 国家公務員共済組合法
  - ・ 国民健康保険法
  - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
  - ・ 薬剤師法
  - ・ 地方公務員等共済組合法
  - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律
  - ・ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
  - ・ 臨床研究法同項第5号の場合の該当法律
  - ・ 健康保険法
  - ・ 国民健康保険法
  - ・ 地方公務員等共済組合法
  - ・ 厚生年金保険法
  - ・ 船員保険法
  - ・ 高齢者の医療の確保に関する法律
  - ・ 私立学校教職員共済法
  - ・ 国民年金法
5. ⑥及び⑦の欄は、病院又は療養病床を有する診療所に限り記入すること。
6. ⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払いを受ける病床をいうものであること。  
※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。